

令和7年度版三重県教員採用試験案内パンフレット及び動画作成業務委託
企画提案コンペ参加仕様書

1 業務委託を行う目的

教員志望者はもとより、民間企業への就職志望者や進路検討中の10代～30代の若年層を対象とし、興味・関心を引き出すことのできるパンフレット及び動画を作成することにより、教職は子どもたちに寄り添いながらその成長を実感することができ、他では得がたい経験ができる魅力的な職業であることを効果的に発信し、受験者の増加及び多様で優秀な人材の確保につなげることを目的とする。

2 企画提案コンペを行う目的

業務の実施にあたり、デザインや動画編集等の専門的な知見やノウハウをもち、効果的な情報発信につながるパンフレットや動画を作成できる最適な事業者を選定するために実施する。

3 企画提案コンペの内容

(1) 委託業務名

令和7年度版三重県教員採用試験案内パンフレット及び動画作成業務委託

(2) 委託業務内容

別紙「業務委託仕様書」のとおり

(3) 委託期間

契約締結の日から令和7年2月14日（金）までとする。

(4) 契約上限額

1, 187, 252円（消費税及び地方消費税を含む。）

(5) 納入期限 令和7年2月14日（金）まで

(6) 納入場所 三重県教育委員会事務局 教職員課 制度・採用・免許班

4 企画提案者の参加資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満たした者とする。

(1) 当該企画提案コンペにかかる契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

(3) 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。

(4) 三重県物件関係落札資格停止要綱により、落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

(5) 三重県税及び地方消費税を滞納している者でないこと。

5 企画提案コンペの参加申込

当該企画提案コンペに参加しようとする者は、企画提案書の提出に先立ち、別添「参加申込書」（様式1）を提出すること。

(1) 提出期限 令和6年11月13日（水）17時まで（必着）

(2) 提出場所 三重県津市広明町13番地

三重県教育委員会事務局 教職員課 事務局人事班

(3) 提出方法 上記提出場所に持参または郵便、民間事業者の信書便による送付（送付する場合は必ず電話にて受領確認を行うこと）

(4) 参加資格確認結果の通知

参加資格確認結果は、令和6年11月27日（水）17時までに参加申込者に対し、電子メールで通知する。

※ 企画提案コンペに関し、支店又は営業所等に権限が委任されている場合は委任状（様式2）も1部添付すること。

6 企画提案資料の提出等

上記の参加資格確認結果において、参加資格があると認められた者にあつては、下記により、企画提案書等を作成して提出すること。

(1) 提出を求める企画提案資料及び提出部数

ア パンフレット企画・デザイン案・・・7部（正1部、写6部※）

・業務委託仕様書に記載の事項について提案すること。

・企画案は1案のみとする。（複数案の提出は不可）

・成果品を具体的にイメージできるように、パンフレット見本の形（規格を満たすこと）で提出すること。製本は不要。

イ 動画企画案・・・7部（正1部、写6部※）

・業務委託仕様書に記載の事項について提案すること。

・動画の構成等が分かる資料とすること。

・企画案は1案のみとする。（複数案の提出は不可）

・原則A4版・両面印刷（長編綴じ）で作成すること。

ウ 見積書及び経費内訳書（任意様式）・・・7部（正1部、写6部※）

・見積書については、課税業者であるか免税業者であるか問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載すること。

・積算根拠が分かる内訳書を添付すること。

・記載様式は特に定めないが、積算の内訳については、大きく分類して「一式」と見積もるのではなく、費用の内訳を可能な限り詳細に記載すること。

・見積書の宛先は、「三重県教育委員会教育長」とすること。

※「写6部」については、提案事業者名が特定されないよう記載すること。

エ 提案事業者の概要書・・・1部

・提案事業者の組織概要（名称、所在地、設立年月日、資本金、従業員数等）、組織体制（主な事業所を含む。）、沿革、提案理由等を簡潔に記載したもの。

オ 契約実績証明書 1部
・同様の事業実施の実績がある場合、その実施内容
(実施年度、事業名、契約相手先)

カ 同様の実施事業の成果物
・同様の事業実施の実績がある場合、その成果物(パンフレット、動画)
(動画は、CD、DVD、USBフラッシュメモリのいずれかで提出)

(2) 提出期限 令和6年12月2日(月)17時まで(必着)

(3) 提出場所 〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県教育委員会事務局 教職員課 事務局人事班

(4) 提出方法

厳封のうえ、上記提出場所に持参または郵便、民間事業者の信書便による送付
(送付する場合は必ず電話にて受領確認を行うこと)

7 企画提案書の内容についての質問の受付及び回答

(1) 質問の受付期間 公告日から令和6年11月6日(水)10時まで(必着)

(2) 質問の提出

文書(様式自由、ただし規格はA4判とする。)にて行うものとし、ファクシミリ
(059-224-3040)、メール(kyosyok@pref.mie.lg.jp)のいずれかの方法で提出する
こと。送信後、電話にて着信の確認を行うこと。

なお、質問文書には、組織名の他、回答を受ける担当窓口の部署名、名前、電話及
びファクシミリ番号、メールアドレスを明記すること。

(3) 質問の内容

原則として、当該委託業務にかかる条件や応募手続きに限るものとし、以下の項
目に関する質問は受け付けることはできない。

- ・ 他の応募者からの提案書提出状況に関する質問
- ・ 積算に関する内容
- ・ 採点に関する内容

(4) 質問に対する回答

令和6年11月11日(月)10時までに、原則三重県ホームページに掲載する。

8 企画提案コンペの実施方法

(1) 選定委員会の実施

上記6(1)に記載する提出書類に対し、「令和7年度版三重県教員採用試験案内パ
ンフレット及び動画作成業務委託企画提案コンペ選定委員会」を開催し、書面審査
を行う。

※プレゼンテーションは実施しません。

(2) 評価方法・審査基準

以下の評価項目において評価を行い、最優秀提案者を選定する。

①制作意図の合致及び事業効果への期待度

制作意図に合致し、事業効果が期待できるか。

②インパクト及び印象

インパクトがあり、多くの人に興味関心を抱くことのできるものとなっているか。
動画の視聴意欲を高めるアイデアはあるか。

③キャッチコピーの的確性

コンセプトに沿ったもので、印象に残るものとなっているか。

④見やすさ及び読みやすさ

パンフレットの文字の大きさ、フォント、図や写真の配置などがユニバーサルデザインに配慮したものとなっているか。

⑤経済合理性

費用対効果の観点から適切な内容となっているか。また、見積額や積算内訳は適当か。

(3) 選定結果の通知

令和6年12月9日(月)までに、コンペ参加者に対し、結果通知をする。

9 最優秀提案者に提出を求める資料

最優秀提案者と判断された者と契約条件を協議のうえ、業務委託契約を締結する。
なお、最優秀提案者との契約締結時には、下記の納税証明書及び納税確認書が各1部必要となるので留意すること。

(1) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書(その3・未納税額のない証明用)」(所管税務署が過去6月以内に発行したもの)の写し

(2) 三重県に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては「納税確認書」(三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したもの)の写し

10 契約方法に関する事項

(1) 契約条項は、三重県教育委員会教職員課において示す。

(2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とする。ただし、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者(以下これらを「更生(再生)手続中の者」という。)のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者(会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限る。)が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とする。

また、三重県会計規則(以下「規則」という。)第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。ただし、規則第75条第4項1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生(再生)手続中の者については、契約保証金を免除しない。

(3) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有する。なお、契約金額は見積書に記載され

た金額の100分の110に相当する金額（1円未満の端数が生じたときは切り捨てる）とし、契約金額の表示は、消費税等を内書きで記載するものとする。

（4）見積及び契約の手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。

1.1 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置 要綱」第3条又は第4条の規程により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

1.2 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

（1）受注者が契約の履行にあたって、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

（ア）断固として不当介入を拒否すること。

（イ）警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする事。

（ウ）三重県教育委員会事務局に報告すること。

（エ）契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより、工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、三重県教育委員会事務局と協議を行うこと。

（2）受注者が（1）（イ）又は（ウ）の義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講ずる。

1.3 その他

（1）企画提案に要する費用

企画提案者の負担とする。また、提出された書類は返却しない。

（2）特記事項

ア 企画提案コンペ及び契約の手続きにおいて用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

イ 提出のあった提案資料については、返還しない。

ウ 提出された提案資料については、三重県情報公開条例（平成11年三重県条例第42号）に基づき情報公開の対象となる。

エ その他必要な事項は、三重県会計規則（平成18年三重県規則第69号）の規定によるものとする。

14 担当部局

〒514-8570

三重県津市広明町13番地

三重県教育委員会事務局 教職員課 事務局人事班 堀川・青木

電話：059-224-2953

メール：kyosyok@pref.mie.lg.jp